

○ 介護保険に関する事務の事務委託に関する規約

平成 15 年 2 月 17 日
長野県木曾地方事務所指令
14 木地総第 423 号
平成 15 年 2 月 20 日
告示第 1-1 号

改正 平成 18 年 3 月 28 日

(委託事務の範囲)

第 1 条 木曾広域連合(以下「甲」という。)は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)、介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号)に規定する介護保険に関する事務に関する次の各号に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を木曾広域連合規約第 2 条に定める町村(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 被保険者の資格管理に関する事務の一部
- (2) 要介護認定及び要支援認定に関する事務の一部
- (3) 保険給付に関する事務の一部
- (4) 介護保険事業計画の策定に関する事務の一部
- (5) 保険料の賦課徴収に関する事務の一部
- (6) 地域支援事業に関する事務の一部
- (7) その他介護保険制度の施行に関する事務

2 前項に掲げる委託事務は、甲の規則により定め行うものとする。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 前条に掲げる事務の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲、乙協議の上定めるものとする。

(連絡会議)

第 4 条 甲は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、乙と必要の都度、連絡会議を開くものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第 5 条 委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、甲は、予め、乙に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第 6 条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、介護保険保険者一本化前

における必要な準備事務は、この規約の公布の日から行うことができる。

- 2 乙は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する甲の条例等が、乙に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合には、当委託事務の管理及び執行を廃止の日をもって打ち切る。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日）

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。